

神戸市水道労働組合との交渉議事録

- 1 日時：令和7年2月17日（月） 9:00～9:23
- 2 場所：水道局総合庁舎4階会議室
- 3 出席者：
（局）経営企画課課長（業務改革担当）、係長、他1名
（組合）委員長、副委員長、書記長、書記次長、他3名
- 4 議題：2025年度春季産別基本要求書の提出、特殊勤務手当の改正等について
- 5 発言内容：

1. 2025年度春季産別基本要求書の提出

組合より要求書が提出された。

2. 特殊勤務手当の改正等について

（局）皆様方におかれましては、水道事業の運営にご尽力いただいておりますことに、改めて心から感謝申し上げます。

さて、本日は特殊勤務手当の改正等について提案をさせていただいております。お配りしている特殊勤務手当の改正等について案をご覧ください。

「1.夏季作業手当の創設について」は、近年、夏季においてこれまで経験したことのないような気温上昇が常態化しており、熱中症リスクが高まっている中、公務の運営のため、やむを得ず熱中症リスクのある環境において業務に従事する必要があるものについて、業務の危険性を鑑み、夏季作業手当を創設する。

対象業務については、環境省が公表する地点名「神戸」における湿球黒球温度が28℃以上を記録した日において、屋外等熱中症リスクのある環境で1時間以上業務に従事したものとする。

支給額については、日額200円とする。ただし、3時間以上対象業務に従事した場合は、日額500円とする。

次に、「2.災害応急対応等派遣手当の改正について」は、災害応急対応等派遣手当について、国の災害応急作業等手当と同水準となるよう、下表のとおり支給額を改正する。

「3.実施時期について」は、令和7年4月1日より実施することとする。資料の説明は以上である。

また、資料には掲載していないが、宿日直・待機手当の減額の取扱いに関して運用を変更する。具体的には、1回の待機業務につき6時間以上の実働があっても、支給する宿日直・待機手当は、平日7,180円、休日7,820円を下回らないものとする。宿日直・待機体制については、これまで労働基準法を踏まえた対応を

行ってきたところであるが、体制見直し等も一定進んできた現状を鑑み、労働基準法における宿日直手当支給基準に定められた1日平均賃金の3分の1以上という手当支給の運用を明確化するため、上記の改正を行うものである。この運用変更については、令和7年2月分、3月支給分より実施することとする。私からは以上である。よろしくお願いいたします。

(組合) まず、夏季作業手当について、これは同様の手当が既に他都市で導入されている事例があるのか。

(局) 他の政令市において同様の手当はないという認識である。中核市においては、夏季期間中のごみ収集業務等特定の業務について、支給される手当や手当額を加算する制度はあるが、屋外等の熱中症リスクのある環境での業務全般に対して、手当を支給している例はないものと認識している。

(組合) 続いて、このWBGTが28℃以上の場合に対象との取り扱いだが、誰が観測をするのか、どのように対象となる日を決定するのか、また対象となる職員の作業実態を誰が現認するのか教えてほしい。提案資料の中にある屋外等の業務についてはどのような業務を想定しているのか。

(局) まず、屋外等の業務想定については、空調のない施設、密閉空間における業務が対象と考えている。浄水施設で地上に建造されているポンプ場や配水池の空調設備のない電気室、ポンプ室またはピット内での業務が今回対象になると考えているところである。また、WBGTが28℃以上を観測したことを誰が確認するのか等の具体的な取り扱いについては、市長部局の運用を確認中であり、判明次第、事務局協議とさせていただきたい。よろしくお願いいたします。

(組合) この提案は神戸市が初めてということなので、他都市との条件比較はできないが、今回の提案では日額が1時間以上の業務については200円、3時間以上であれば500円となっている。局内での危険作業手当と金額を比較すると、1時間以上従事した場合200円ではなく、250円という考え方が妥当かと思うがどうか。

(局) 今回水道局としては、各作業単位で金額を設定している既存の水道局の危険作業手当には分類せずに、特殊勤務手当の一つの項目として新設させていただくことを考えている。今回提案させていただいた夏季作業手当については、一定の条件下で行う業務の健康リスクが高まることを評価したものであるため、作業自体の危険性を評価した既存の危険作業手当とは趣旨の異なる手当であると考えている。市長部局においては、先ほど説明させていただいた通り、熱中症リスクのある環境において業務に従事する必要があるものについて、そのリスクを評価して手当を創設しようとしているものであり、水道局も同様の環境において業務に従事する必要があると認められるため、今回同様の手当制度を導入させていただきたい。

(組合) 他にも特殊勤務手当がいろいろあるが、同じ業務の中で支給対象となる手当が重

なったりすることがあると思う。その場合両方支給されることはあるのか。

（局）例えば、高所作業手当が特殊勤務手当として存在する。手当で評価する業務の特殊性が異なることから、既存の危険作業手当との併給は可能と考えている。

（組合）既存の危険作業手当とは違う分類とするとの回答だったが、そうであるならば、現行の特殊勤務手当に関して、手当に対する考え方や金額の変更というようなことには波及しないとの認識でよいのか。

（局）現時点では、現行手当の新たな考え方や金額変更は予定していない。ただ、今回提案させていただいているような状況の変化や、国や市長部局、他都市といった周辺の動向は、引き続き注視していく必要があるため、同種手当の改正が別にあった場合等は、まずはしっかりと水道局に当てはまるかどうか、こちらを確認させていただくが、改正等の必要がもし生じた場合は、組合の皆様としっかりと交渉の場を設けさせていただきたいと考えているので、引き続きご理解とご協力をいただくよう、よろしくお願いしたい。

（組合）それでは、次に災害応急対応等派遣手当の改正についてだが、この制度を創設する際に、組合側の意見として、当初から 1,000 円ではなく、国と同水準である 1,080 円にすべきというような主張をしてきた。なぜ創設時ではなく、今回改正することになったのか。

（局）災害応急対応等派遣手当の創設を提案させていただいた令和 6 年 3 月の時点で、市長部局や他都市における同様の手当等を考慮し、日額 1,000 円というふうに提案をさせていただいた。今回また、他都市の状況を調査する中で、各政令指定都市で 1,080 円と、国に準拠した金額にしているところが多くあったため、令和 7 年 4 月 1 日より金額を変更しようとするものである。よろしくお願いしたい。

（組合）些少ではあるが手当額が上がるということなので、災害派遣の現地で奮闘する職員に対しては良いことだと思うが、もっと評価してあげてほしいという気持ちが大きい。ただ、今回、石川県の能登半島地震に出務した職員について、組合からの要望に対して応えていただいたという部分もあるので、そこは素直に感謝をしながら、今後協議していくことになっている災害派遣に関する労働協約の締結の中で、組合員の労働条件等については協議をさせていただくこととして、今回のこの改正自体には賛成したい。

だが、その上で、能登半島地震に派遣された職員に対して遡及して手当支給してもらいたいと思う。それについてはどうか。

（局）今回の改正については、こちらの手当創設以後の他都市における同様の手当の改正状況等を踏まえ、令和 7 年度より実施しようとするものであるため、遡及適用は考えていない。

（組合）当時、組合が要求した内容が約 1 年経過して、要求した通りに実施されることになったわけだが、今回のようなことが起こらないよう、制度導入の際にはより良

い制度となるよう、労使でしっかり協議を行うよう要請しておく。

(組合) 質問だが、改正後の災害応急対応等派遣手当は、日没から日の出までや深夜に業務を行うと手当額が上がるというのは、業務が少しでもその時間にかかれば対象ということか。

(局) そのとおりである。

(組合) 冬場と夏場で全然日没時間は異なるが、時間ではなく日没で区切るのはなぜか。

(局) 暗くなってからの作業は危険性が上がるということである。

(組合) これについてもまた詳細が分かれば教えてもらいたい。それでは、最後になるが、待機手当、宿日直手当の減額の取扱いに関してである。最初に確認しておきたいが、今回の見直しによって、これまで労使で構築してきた待機体制を、今後変更するということは無いか。

(局) 今回の変更については、手当支給の運用について明確にしたいと考えているものであるため、これまで労使で協議してきた待機体制や、宿日直手当そのものを現時点で変更しようとするものではない。

(組合) 変更しようとするものではないと回答をいただいたが、仮に、今後待機制度を変更しようとする場合には、制度改悪とならないよう、また、これまでのように管理職のみで決定するというのではなく、しっかりと職員の意見を聞きながら行うよう要請しておきたいが、これについてはどうか。

(局) この待機体制について、これまで安全安心な水道水を継続的かつ安定的に供給していくということ、また蛇口からいつでも水が飲める強靱な水道の構築ということで、水道局は常々申しているが、そのために皆様に 24 時間体制でご対応いただいていること、こちらについては、まずは感謝申し上げたい。現状、ご承知のとおり、人口減少社会が到来し、生産年齢人口の減少が進んでいる。また、その中で働き方も非常に多様化をしていっているというところで、我々の働き方等々、時代の変化に即した対応が求められてきているという現状もある。そうした中で、水道局としては現場の状況も踏まえながら、業務の DX 化や委託化の検討などの見直しを進めてきて、待機体制についてもいろいろと見直しを皆さんにお願いをさせていただいているところである。過去、急な見直しとなり、いろいろとご迷惑をお掛けした点もあったかと思うが、今年度、職員の皆様からの意見を聞く場というのも設けさせていただき、我々としても非常に参考になる意見をたくさんいただいたと考えている。

引き続き、緊急時には水道局として必要な対応を行うということは当然求められているため、それに対応できるよう、一方で今の社会情勢を踏まえながら、職員の皆様の意見をしっかりと聞かせていただいて、より良い運用について検討していきたいと考えているので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いしたい。

(組合) 職員の意見を聞くということだが、それはこれまでに無かったことなのではっか

りとやってもらいたい。よろしくお願いします。

（組合）最近新設される手当全般、運用が複雑である。所属ごとに運用が異なることもあるので、そうならないように通知や所属長への説明等をしてもらいたい。

（局）しっかりと対応させていただく。

（組合）今回の提案については、持ち帰り協議ということにさせてもらう。